

2月16日(水)～3月15日(火)は 市・県民税と所得税の 申告期間



期間終了間際は混雑します 申告はお早めに!

市・県民税の申告は、1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税額を精算するためのものです。

申告が必要かどうかは、次ページのフローチャートを参考にしてください。

市・県民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、狭山市在住で次のいずれかに該当する方

所得税の確定申告の対象とならない
営業、農業、不動産(地代、家賃など)、
年金、報酬などの所得がある
勤務先から市に給与支払報告書が提出
出されていない(パート、アルバイト
なども含む)
年の途中に退職し、再就職していない
市内に家屋敷や事務所、事業所があ
り市外に住所がある

申告書の提出

期間中に申告会場で提出するか、市
民税課へ郵送してください。なお、所得
税の確定申告をする方は不要です。

受付日	申告会場
2月16日(水)～23日(水)	市役所6階
2月24日(木)～25日(金)	中央公民館
2月27日(日)～3月15日(火)	市役所6階

受付時間は9時～11時と13時～16時。
ただし、2月20～27日以外の土・日曜日
を除く

所得税の確定申告

申告が必要な方

営業、農業、不動産(地代、家賃など)、

市・県民税の申告や

所得税の確定申告に必要なもの

認印、筆記用具、計算機、平成16年中に支払った社会保
険・生命保険・損害保険料などの支払い金額が分かる
領収書や控除証明書、障害者手帳など

個別に必要なもの

▶給与・年金・報酬などの所得がある方...源泉徴収票、
支払調書など▶事業所得のある方...収入、必要経費が
分かる書類▶医療費控除を受ける方...平成16年分の
医療費の領収書など

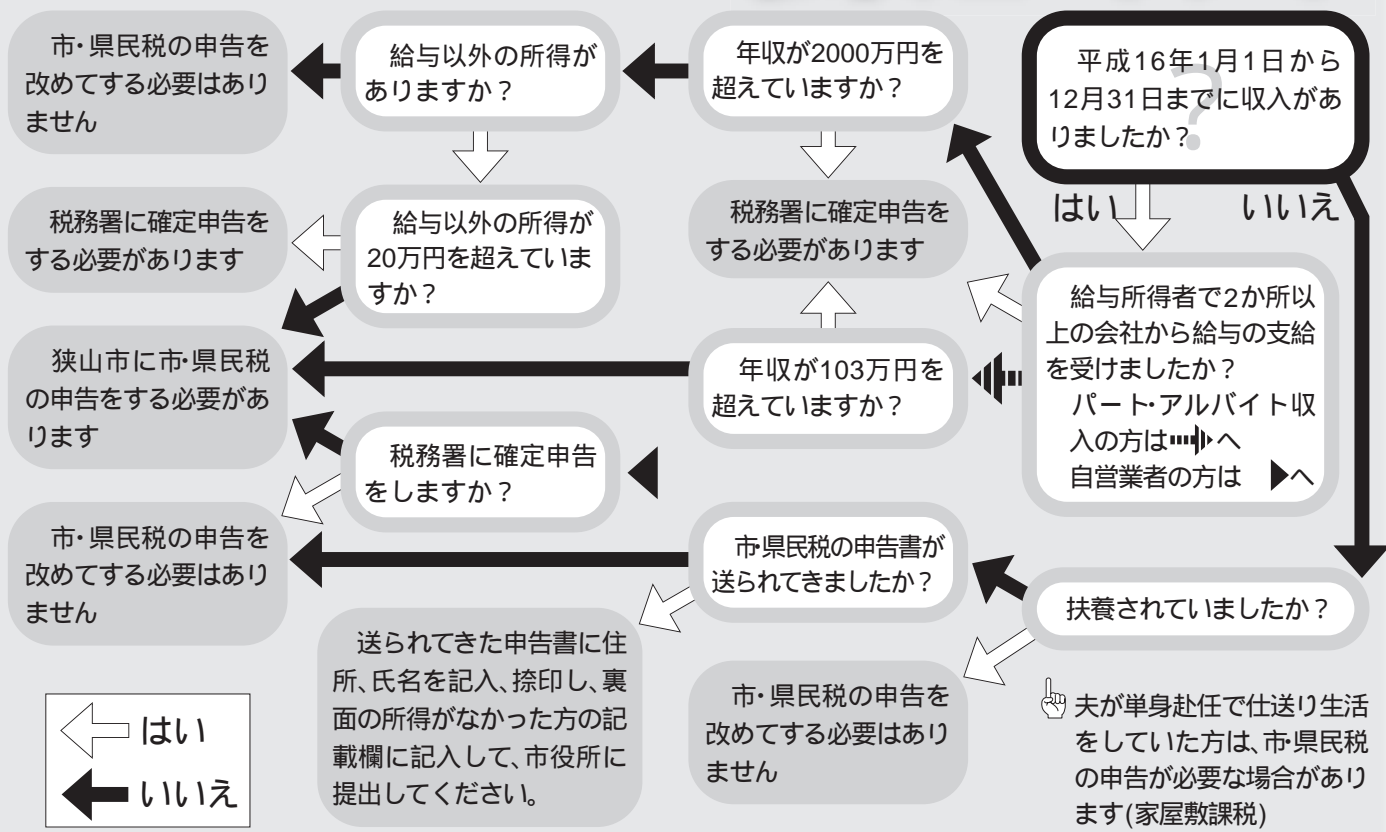
確定申告書の提出

年金、報酬、譲渡などの所得が所得控
除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除
など)の合計額を超えている方
給与所得者で次のいずれかに該当し
ている方
給与の年収が2千万円を超えている
2か所以上から給与を受けている
給与以外の所得が20万円を超える

期間中に直接か郵送で、所沢税務署
へ提出してください。なお、住宅借入金
等特別控除を除く給与、年金収入など、
雑所得の方の確定申告書は、市役所

あなたは申告が必要？ 参考フローチャート

平成17年1月1日現在、狭山市以外の市区町村に住んでいた方は、その市区町村に申告してください



も受け付けます。

受付時間は9時～11時と13時～16時。
ただし、2月20・27日以外の土・日曜日を除く

納税は期限内にお忘れなく！

確定申告の納期限は、3月15日(火)です。納税は、期限内にお願いします。なお、手間がかからず、納期限を忘れる心配のない振替納税をご利用いただくと大変便利です。すでに利用している方は、預金口座の残高をご確認ください。

所得税の還付

給与所得者で確定申告が必要ない方で、次のいずれかに該当する方は、申告することで所得税が還付される場合があります。

- 融資を受け、住居を取得または増築した
- 10万円(合計所得金額が200万円未満の方は、その5%)を超える医療費を支払った
- 年の途中で退職し、再就職していないなど

スムーズな手続きのために

協力ください

確定申告などの提出書類は、ご自分で正しく作成する「自書申告」としていただきますので、「協力をお願いします。申告

こんなときも申告が必要です

公的年金等受給者の方は、支払先から「公的年金支払い等報告書」が提出されますので申告の必要はありませんが、所得控除を受けようとする方は、確定申告や市・県民税の申告が必要です。また、収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、保育所の入所などに所得の証明を必要とする場合がありますので、市・県民税の申告をお勧めします。

書の用紙は市民税課、公民館、出張所、市民サービスコーナーにあります。

また、申告期間の終了日が近づくと、会場などが大変混雑しますので、早めに申告を済ませてください。申告書の提出は、郵送でも受け付けています。なお、申告会場は駐車場に限りがありますので、電車・バスなどの公共交通機関をご利用ください。

問合せ

- 市・県民税に関すること
- 市民税課へ 内線10922・1095
- T3501380 人間川1 23 5
- 所得税に関すること
- 所沢税務署へ ☎2993 9111
- T3598601 所沢市並木1 7